

20千環環第447号

平成20年12月26日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉市長 鶴 岡 啓 一

JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成20年9月16日付け、環第773号により依頼のありました標記の件について、
環境影響評価法第10条第2項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。

担当：千葉市環境局環境保全部

環境調整課環境評価係

電話 043-245-5141

FAX 043-245-5553

JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る「環境影響評価方法書」に対する意見

JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る「環境影響評価方法書」について慎重に検討を重ねた結果、その内容について下記の意見を述べますので、知事意見の形成に際しては、本市意見を勘案願います。

記

1 環境影響評価全般に関すること

本計画による環境への配慮は、発電所更新・集約化後の大気汚染物質や温排水等による環境負荷を抑制するとともに、工事に伴う環境負荷も可能な限り抑制するものである。

事業計画地域周辺は大規模製鉄所や火力発電所が立地する工業地域であることから、事業の計画にあたっては、事業の背景、必要性及び地域性を踏まえ、対象事業による環境への影響を適切に評価し、環境への負荷を可能な限り回避し低減することが必要である。

このため、次の事項に配慮すること。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、その選定理由及び妥当性を具体的かつ一般市民に分かりやすい内容で環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、方法書に記載されている内容を検証し、必要に応じ見直すこと。見直す場合にはその内容、理由等について準備書に記載すること。
- (3) 環境への影響の評価については、環境基準等との比較のみではなく、実行可能な範囲内で環境への負荷が回避し低減されているかとの観点からも、できるだけ定量的に評価すること。

2 個別事項に関すること

(1) 大気質

窒素酸化物濃度等の特殊気象条件時における予測は、当該施設からの寄与を把握した上で条件設定を行い、当該施設からの影響も評価し準備書に記載すること。

(2) 騒音

騒音、振動及び低周波音の施設供用時の予測と評価を実施しない理由を主務省令等

を参考に根拠を準備書に記載すること。

(3) 水質

ア 建設工事施工時における雨水や掘削に伴う湧水による濁水については、計画区域外（周辺環境）への影響を低減するための措置を検討し準備書に記載すること。

イ 温排水の流量と拡散について詳細を準備書に記載すること。

ウ 復水器の冷却水に使用される生物の付着防止剤は、生物相に影響の少ない薬剤を選択するとともに、使用方法についても環境への負荷が低減されるよう検討し準備書に記載すること。

エ 本計画による一般排水の窒素、りん対策について準備書に記載すること。

(4) 生態系

生態系については、少なくとも、優占種又は量的に多い種の再生産過程がどのように影響を受けるか検討し準備書に記載すること。

(5) 廃棄物

工事中に排出される廃棄物のリサイクル計画は、建設工法等の選択にも関係してくることから早い段階で検討すること。

(6) 温室効果ガス

ア 地球温暖化対策としては、単に温室効果ガス排出量を明らかにすることに止まらず、発電量当たりの温室効果ガス排出量を他の事例と比較するなどにより排出削減の効果を予測、評価し準備書に記載すること。

イ 調査、予測及び評価項目は、二酸化炭素に加えて一酸化二窒素やメタン等の温室効果ガスについても検討し準備書に記載すること。

ウ 本事業は大規模製鉄所の一環として計画され、地球温暖化対策としても位置付けられたものであることから、副生エネルギー等の有効利用について検討し準備書に記載すること。

エ 建設時や設置する建物の設備等において、省エネルギー型の設備等を採用するなど、温室効果ガス削減対策も検討し準備書に記載すること。